主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人小河虎彦の上告趣意は、違憲をいうものと解されるが、憲法の条項の明示を欠き、被告人Bの弁護人高井昭美の上告趣意は、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四七年六月一四日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	闽	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	Ŋ١	裁判官